

静岡県立大学附属図書館資料収集方針

平成26年1月28日図書館情報委員会

(趣旨)

- 1 附属図書館は、本学における教育・研究を支える重要な学術情報基盤であることに鑑み、本学の学生及び教職員が必要とする多様な図書館資料を体系的に収集するために必要な事項を定める。

(基本方針)

- 2 本学の理念、目的、学部等の構成を考慮して、効果的に図書館資料を収集する。
- 3 図書館資料の収集にあたっては、学生及び教員等の意向を充分反映させるものとする。

(収集資料及び選定方法)

- 4 収集資料の種類および資料の選定方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 図書

ア 学生用図書

(ア) 収集図書

- ・学生が学習・研究のために必要とする図書
- ・学生が人文科学、社会科学及び自然科学等の一般教養を得るために必要な図書

(イ) 選定方法

- ・教員及び図書館が選定する。

イ 教員用図書

(ア) 収集資料

- ・教員が教育・研究のために必要とする専門性の高い図書

(イ) 選定方法

- ・教員が選定する。

ウ 学生希望図書

(ア) 収集資料

- ・本学の授業科目がある分野については、基礎的及び専門的知識を習得するために必要な図書
- ・一般教養の修得及び人格形成に必要な基礎的図書

(イ) 選定方法

- ・学生が選定することとし、選定する学生は学内公募等により選出する。
- ・「学生リクエスト」による資料についても選定対象とする。

エ 参考図書

(ア) 収集資料

- ・学習・教育並びに研究やレファレンス業務等に必要な辞典、図鑑、統計資料及び二次資料等

(イ) 選定方法

- ・教員及び図書館が選定する。

オ 履修要項掲載図書

(ア) 収集資料

- ・履修要項に「参考書」として記載のある図書

(イ) 選定方法

- ・図書館職員がリスト化し、収集を図る。

カ 本学教員著作物

(ア) 収集資料

- ・本学教員が著作者等になっている図書

(イ) 選定方法

- ・図書館情報委員会や図書館ホームページ等を通じて広報を行い、周知と理解を図り、著作者等から寄贈を受ける。

キ その他の図書

その他、附属図書館として必要な資料の収集を図る。

(2) 視聴覚資料

(ア) 収集資料

- ・学生が学習のために必要とする視聴覚資料

(イ) 選定方法

- ・教員及び図書館の選定、または学生の希望による。

(3) 逐次刊行物

(ア) 収集資料

- ・本学の教育・研究及び学生の学習・一般教養の修得に必要な雑誌及び新聞

(イ) 選定方法

- ・教員及び図書館の選定による。

(4) 電子資料

(ア) 整備資料

- ・本学の教育・研究に必要なデータベースや電子ジャーナル等の電子資料

(イ) 選定方法

- ・教員及び図書館の選定による。

(複本)

5 収集する資料は、原則として重複を避ける。ただし、次に掲げる場合には、複本を備えることができるものとする。

(1) 授業に密接に関連する履修要項掲載資料等

(2) 利用頻度が高い資料

(原則として収集しない資料)

6 原則として収集を行わない資料は、次に掲げるとおりとする。

(1) 極端に特殊な分野に細分化される資料

(2) 利用者が著しく限定される資料

(3) 一時的、局地的性格の問題を扱った資料

(4) 著しく高額な資料

(5) 美術品、文化財としての性格の強い資料

(6) 学部で必要とする以外の各種資格試験のための受験参考書や問題集

(7) 娯楽書、漫画、児童図書（授業等で必要な場合は収集する。）

(8) 特定の新宗教の教義書

(9) 展覧会図録（資料的価値の高いものを除く。）

(改廃)

7 この方針の改廃は、図書館情報委員会の議を経て館長が決定する。